亀山市告示第194号

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱の一部を改正す る告示を次のように定める。

令和5年12月25日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱の一部を改 正する告示

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱(令和5年亀山 市告示第117号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げ る規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前		
(支援金の交付対象者等)	(支援金の交付対象者等)		
第4条 [略]	第4条 [略]		
[2 略]	[2 略]		
○ 大阪人の構造 V.の士の大畑)を担じ	2 土板人の焼け、火の土の土畑に出げ		

る医療機関ごとに、同表の中欄に掲げ る取組内容に応じ、同表の右欄に掲げ る額とする。

医療	取組内容	支援金の額	
機関			
病院	特別な接種体制	(1) 医師1人	
	を確保し、1日	につき1時	
	につき30回以	間当たり	
	上の個別接種を	7, 550	
	1日以上達成す	円	
	る週が対象期間	(2) 看護師等	

3 支援金の額は、次の表の左欄に掲げ 3 支援金の額は、次の表の左欄に掲げ る医療機関ごとに、同表の中欄に掲げ る取組内容に応じ、同表の右欄に掲げ る額とする。

医療	取組内容	支援金の額	
機関			
病院	特別な接種体制	(1) 医師1人	
	を確保し、1日	につき1時	
	につき 50回以	間当たり	
	上の個別接種を	7, 550	
	1日以上達成す	円	
	る週が対象期間	(2) 看護師等	

	内に4週以上あ	1人につき		内に4週以上あ	1人につき
	るもの	1時間当た		るもの	1時間当た
		92, 760			92, 760
		円			円
診療	60回以上の個	個別接種1回に	診療	100回以上の	個別接種1回に
所	別接種を達成す	つき2,000	所	個別接種を達成	つき2,000
	る週が対象期間	円		する週が対象期	円
	内に4週以上あ			間内に4週以上	
	るもの(ただし、			あるもの(ただ	
	それぞれの週に			し、それぞれの	
	おいて、少なく			週において、少	
	とも1日は、時			なくとも1日は、	
	間外、夜間又は			時間外、夜間又	
	休日に接種体制			は休日に接種体	
	を用意するこ			制を用意するこ	
	と。)			と。)	

備考 表中の[]の記載は注記である。

別記様式中「※支援の対象とならない日(特別体制を敷いていない日、50回以上を達成していない日)の接種数を記載する必要はありません。」を削り、「50回」を「30回」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援 金交付要綱の規定は、令和5年11月6日以後に行った新型コロナウイルスワクチン の個別接種(以下「個別接種」という。)について適用し、同日前に行った個別接種 については、なお従前の例による。